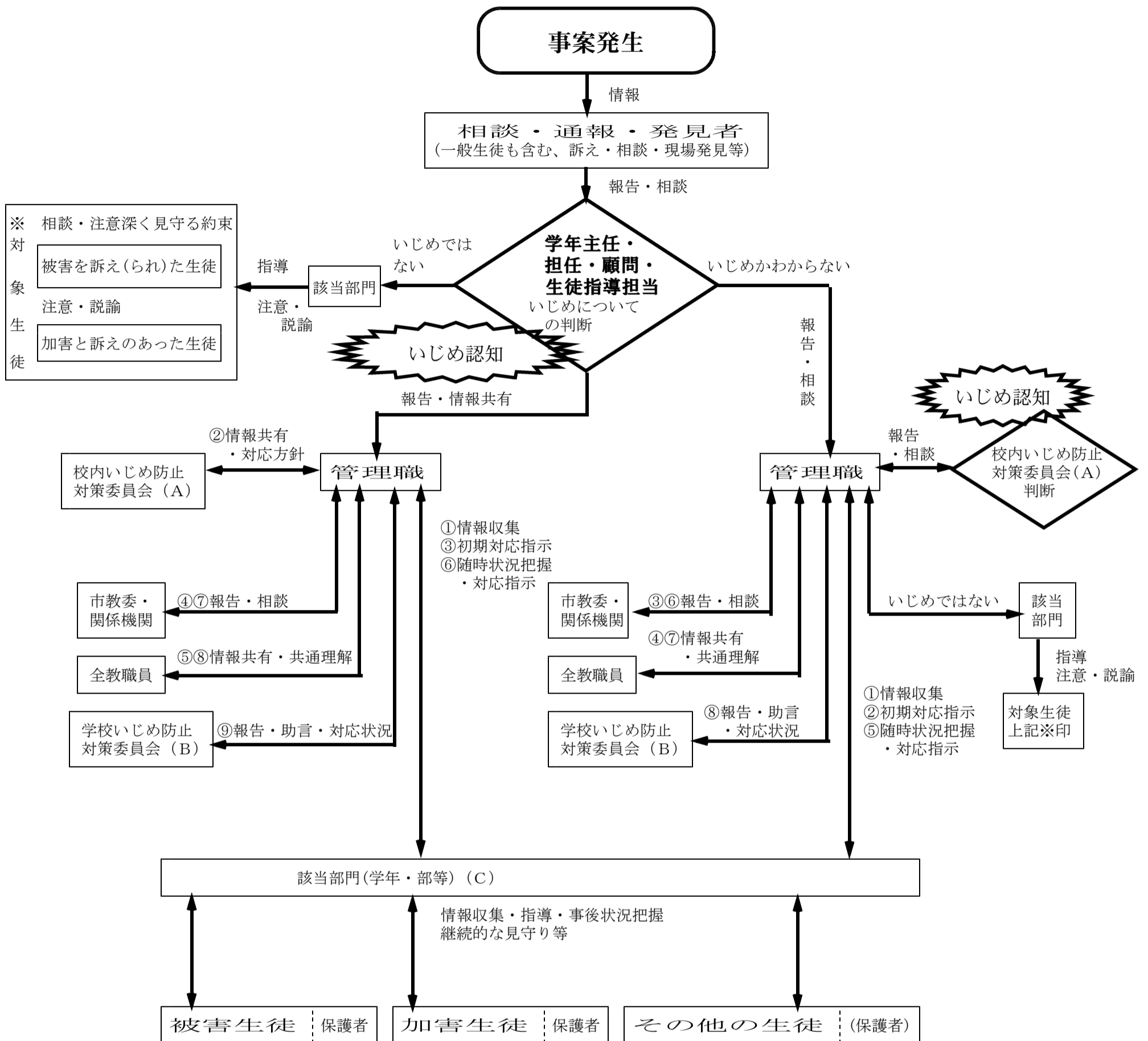


いじめ事案等が発生したときのフローチャート

学校長 松井 さとる



(A) 校内いじめ防止対策委員会 … 毎週火曜日の3校時に開催。また、必要に応じて開催する。
 メンバー…学年主任・生徒指導担当・支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・登校支援相談員
 (1) 情報の分析と事案の検討及び、いじめについての判断、対応方針の決定。
 (2) 経過報告を受け、指導方針の見直しも含めて図る。
 (3) いじめ以外の事案についても、検討、共通理解を図る

(B) 学校いじめ防止対策委員会 … 定例会は年2回開催する。ただし、必要に応じて学校長が開催する。

管理職・学年主任・生徒指導担当・支援コーディネーター・養護教諭・SC・登校支援相談員・学校評議員(5名)・スクールサポーター(必要に応じて要請)
 (1) 学校としての基本方針の提案・確認(いじめを起こさせない学校作り・早期発見・早期対応)
 (2) (個人情報に考慮して)事案の報告(対応状況)
 (3) (1)(2)に対する助言
 (4) その他

(C) 該当部門(学年・部等)
 (1) 第一に、訴えのあった生徒の心のケアにつとめる。(受容)
 (2) いかなる理由があっても、「いじめは絶対に許さない(理由を探させない!)」という強い姿勢で臨む。
 (3) 保護者との連絡を密にする。(電話で処理しようとせず、原則として家庭訪問とする)
 (4) 多面的に情報を収集する。
 (5) 早く解決したいと焦らない。(加害の生徒や、周りの生徒たちが十分理解しなければ、指導が終わったと言えないことを理解し合う)